

顕彰実施要領

(趣 旨)

第1条 四国地域の芸術文化振興に寄与するため、四国出身又は四国在住の優れた芸術家、もしくは四国地域の芸術文化の振興に多大の貢献をされた者を顕彰する。

(顕彰候補者)

第2条 顕彰候補者は、四国出身又は四国在住者であり、次の顕彰分野において顕彰各賞のいずれかに該当する者として、当財団が推薦を依頼する機関その他から理事長に推薦された者とする。

※「当財団が推薦を依頼する機関」とは、四国各県の文化振興担当個所などとする。

【顕彰分野】

美術	○絵 画	日本画、洋画、版画 など
	○彫 刻	塑造、石彫、木彫、金属 など
	○工 芸	木工、金工、漆、ガラス工芸、陶芸、染・織など
	○写 真	
音楽	○クラシック	声楽、器楽、作曲、指揮など

【顕彰各賞】

(1) よんでん芸術文化賞

顕彰分野において、功績が顕著で広く域内外に著名な芸術家。

(2) よんでん芸術文化功労賞

顕彰分野において、四国地域における芸術振興に多大の貢献をしたと広く認められる者。なお、この賞は団体も対象とすることがある。

(3) よんでん芸術文化奨励賞

顕彰分野において、優れた実績を有し、かつ今後大いに成長が期待できる芸術家。

(決定及び通知)

第3条 理事長は、顕彰候補者を取りまとめて、毎年若干名を基準に選考委員会に諮問し、答申を受けて理事会に諮り、顕彰者を決定する。

2 選考委員会は、顕彰各賞に相応しい功績の有無や各界からの評価などを総合勘案し、委員の投票により顕彰者を決定する。

- 3 顕彰者を決定したときは、推薦者および本人に対し、その旨を通知する。また、選外となったときは、推薦者に対し、その旨を通知する。

(表 彰)

第4条 理事長は、日程を定め、顕彰者および財団役員が出席する表彰式を実施し、表彰状および副賞金の授与を行う。

- 2 副賞金の額は、1名（1団体）につき50万円を基準とする。